税務トピックス

平成25年4月1日発行
第5号
発行者：佐々木英子
税理士事務所

2013
4

お客様からいただくご質問の中で、「消費税はいつから増税になるの？」「増改築を考えているけど、いつまでに契約すれば5%でいいの？」という内容が最近目立ってきました。

そこで今回は、消費税の増税時期及び改正に伴う経過措置について改めてご紹介いたします。

（記事の内容は平成25年3月31日現在の情報で作成しております。）

消費税の改正時期

消費税は平成元年に3%で導入され、その後、平成9年に現行の5%へと引き上げられました。

これから先の改正では、下図にもある通り、平成26年に8%、平成27年に10%と引き上げられます。

【図】消費税の改正時期及び税率

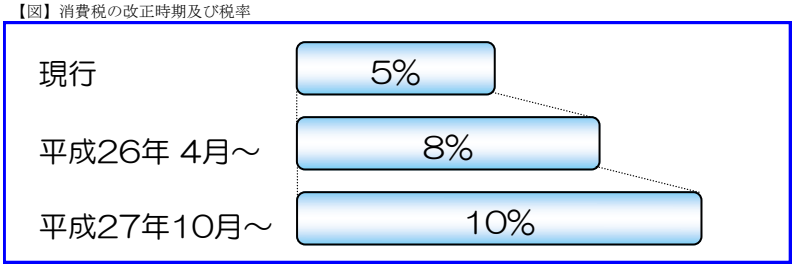

消費税改正による経過措置

平成25年3月13日に「消費税法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。この法令には、法令施行日である平成26年4月1日前後の売買契約などにおける税率の適用方法等の経過措置が定められています。内容の一部をご紹介いたします。

①　請負工事等の契約

住宅建築や土木工事、測量等の請負に関して、改正法の附則では、**“平成25年10月1日の前日”までに締結**した工事や、製造の請負に係る契約に基づき、法令施行日(平成26年4月1日)以後に資産の譲渡が行われた場合、旧税率(現行の5%)が適用されることとされています。

設計変更などにより、契約金額が増額した場合、その変更に伴う契約が平成25年10月1日を過ぎた時点で、その**増額部分に対して消費税率8%が課税**されます。

②　リース契約

上記の請負工事と同様に、**“平成25年10月1日の前日”までに締結したリース契約**の場合、旧税率(現行の5%）が適用されます。ただし、請負工事とは異なり、平成25年10月1日以後に、契約の変更等によるリース料変更があった場合、**増額部分ではなく、全体に対して消費税率8%が課税**されるため、契約の際には注意が必要です。

今回ご紹介した以外にも、例えば旅客運賃では、平成25年10月1日以降利用分でも、その前日までに購入して料金も全額支払う場合には旧税率(5%)が適用されるなど、様々な経過措置があります。

消費税増税は支払う側からすると負担が大きく感じられますが、避けては通ることが出来ません。負担が少しでも少なくなるような契約のタイミングなど、検討してみてはいかがでしょうか。